

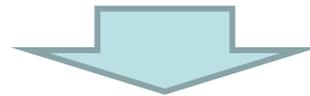
協議会の経緯について

経緯

平成27年関東・東北豪雨を踏まえ、新たに「水防災意識社会再構築ビジョン」として、全ての直轄河川とその沿川市町村（109水系、730市町村）において、令和2年度を目途に水防災意識社会を再構築する取組を行う。

目的（水防災意識社会の再構築）

- ◆ 河川管理者のみならず、市町村、住民、企業等が水害のリスクを共有し、主体的に行動できるよう意識を変革すること。
- ◆ 施設的能力には限界があり、施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生することを前提として、社会全体で常にこれに備える「水防災意識社会」を再構築すること。

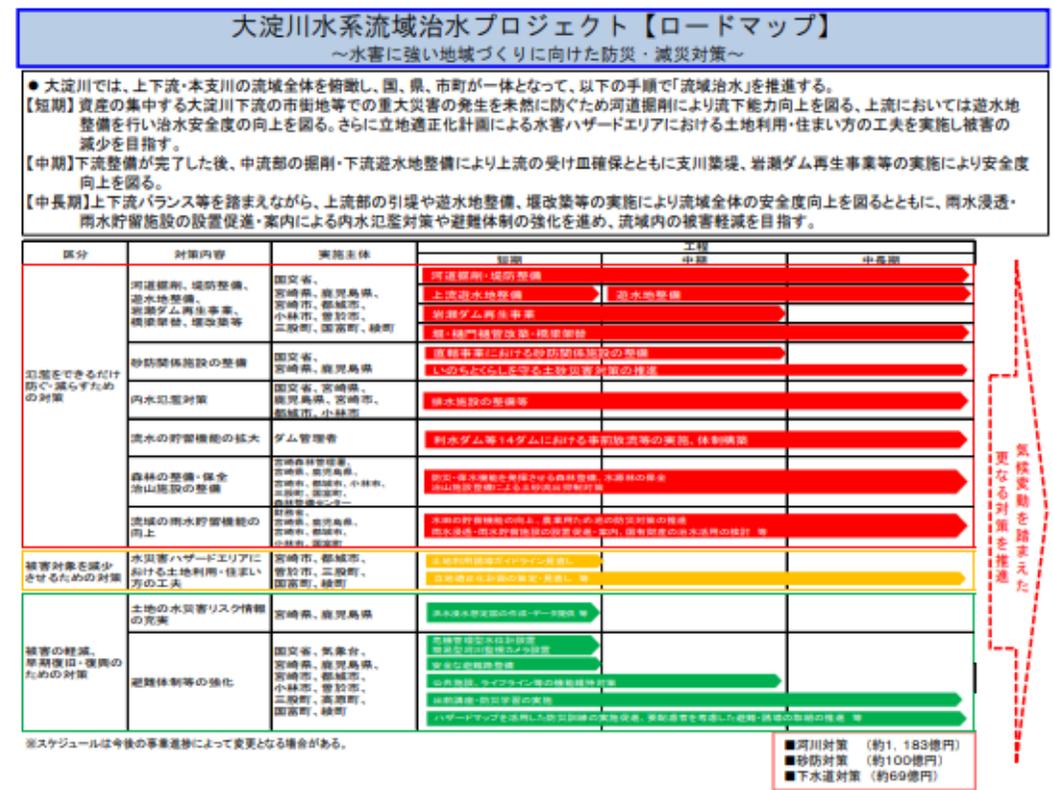


水防災意識社会再構築協議会[※]（大淀川上流、大淀川下流）を平成28年6月に設立。
（大淀川県管理区間は平成29年6月）

大淀川水系水防災意識社会再構築協議会として、現在まで取り組みを進めている。

2. 流域治水プロジェクト

●気候変動による水害リスクの増大に備えるため、従来の河川・下水道管理者による治水に加え、**あらゆる関係者（国・都道府県・市町村・企業・住民等）が協働し、流域全体で水害を軽減させる治水対策「流域治水」**への転換を進めることが必要である。



大淀川においても、流域治水協議会の設立及びプロジェクトの公表を行い、あらゆる関係者が協働して取り組みを進めている。

3. 取組の進め方



日本の
ひなた
宮崎県

○ 水防災意識社会再構築の緊急行動計画に含まれていた避難や水防対策については、**水防災意識社会再構築協議会(大規模氾濫減災協議会)**において「**地域の取組方針**」を作成するとともに、これを各河川で進められている「**流域治水プロジェクト**」に位置付けることで、あらゆる関係者との密接な連携体制のもと、**防災・減災の取組を継続的に推進していく。**

水防法

河川法

流域に関する対策

水防災意識社会再構築協議会(大規模氾濫減災協議会 国管理河川129協議会)

緊急行動計画 H28~R2 (5か年)

※未達成のものは要因を分析し、流域治水プロジェクトとして位置づける

地域の取組方針

危機管理型ハード対策等

R2概ね完了

避難・水防対策

避難計画、防災教育、水位情報の強化、水防体制の充実など

水防災意識社会再構築協議会における**地域の取組方針**を**流域治水プロジェクトのソフト施策**(被害をできるだけ防ぐ、減らすための対策)として位置付ける。

流域治水 (流域治水協議会 国管理河川118協議会)

R3以降

流域治水プロジェクト (R3~)

被害をできるだけ防ぐ・減らすための対策

- ・河道掘削、堤防・護岸整備、遊水地の整備、岩瀬ダム再生事業
- ・砂防関係施設の整備
- ・内水氾濫対策
- ・流域の雨水貯留機能の向上
- ・森林の整備・保全、治山施設の整備
- ・利水ダム等14ダムにおける事前放流等の実施 等

被害対象を減少させるための対策

- ・土地利用規制・誘導(災害危険区域等)

被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

- ・水害リスク空白域解消のため、浸水想定区域の作成検討
- ・マイ・タイムライン住民が利用しやすいハザードマップの作成促進
- ・防災学習の推進・自主防災組織の結成と積極的活動
- ・要配慮者を考慮した避難・誘導の取組の推進
- ・避難場所等環境整備支援 等